

第二次塩尻市教育振興基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果

第二次塩尻市教育振興基本計画（素案）について、パブリックコメントを実施したところ、市民の皆様から貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見について、塩尻市の考え方をまとめましたので公表します。

1 パブリックコメント概要

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 意見募集期間 | 令和5年11月27日から令和5年12月26日まで |
| (2) 担当部署 | こども教育部教育総務課教育企画係 |
| (3) 資料の公表場所 | 市役所窓口、各支所、市ホームページ |
| (4) 意見の提出方法 | 書面、郵便、FAX、電子メール |

2 意見総数 2件（1人）

| No | 分類 | ご意見の内容 | 塩尻市の考え方 |
|----|------------------|---|---|
| 1 | 第4章 施策の 展開 | <p>基本目標5 きめ細かな支援による教育の平等な提供について P36, 37 に関して主な取組に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親の会の継続実施 <p>を追加していただきたいです。</p> <p>理由として、昨年12月から不登校の子を持つ親の会が開催されているが、親が孤立して悩むことなく、親同士が情報交換できる場として継続されることは、家庭で不登校の子と日々向き合う親を支え、親の心や気持ちが安定させることができ、子どもの最善の利益につながるため。</p> | <p>第二次塩尻市教育振興基本計画(案)に関しまして、不登校支援に係るご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘いただきました「家庭で不登校の子と日々向き合う親を支え、親の心や気持ちを安定させることは、子どもの最善の利益につながる」とのご意見を受け止めまして、P36の施策の方向性b.不登校支援の充実【拡充】において、『一人で悩みを抱え込まないよう、「保護者の会」の開催などにより不登校の児童生徒の保護者を支援します。』とした文章を入れることとして検討させていただきます。</p> |
| 2 | 第4章 施策の 展開 | <p>基本目標5 きめ細かな支援による教育の平等な提供について P36, 37 に関して主な取組に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの意見を聞く機会の確保 <p>を追加していただきたいです。</p> <p>理由として、令和5年4月1日こども基本法では、こどもに関する施策を決める際に、当事者であるこどもの意見を聞き政策に反映することが定められています。地方自治体も教育関係各法令の上位法であるこども基本法に基づいて計画等を策定する必要があります。そのため、不登校支援に関しても、当事者である子どもたちの声をきき、どのような支援を当事者が望んでいるか子どもの意見を聞く機会を設けて欲しいため。</p> | <p>本計画の基本理念は「一人ひとりの育ちに、ていねいに向き合う教育」としており、この実践のために子どもの声を聞く事は大切にすべきことです。このことは、広く塩尻市の教育施策を推進するために、大切にすべきこととして根底にあるものですので、不登校支援に関しても子どもや保護者のお声をお聞きしながら、一緒に考えて支援を行ってまいります。</p> |